

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

◎ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第一条関係）	1
◎ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）	2
◎ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令 （平成十七年政令第四十二号）（第二条関係）	3
◎ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第二条関係）	4
◎ 特定独立行政法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第二条関係）	5
◎ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十二年政令第二百七号）（第三条関係）	6
◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第四条関係）	7
◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（第五条関係）	15
◎ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（第六条関係）	16
◎ 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（第七条関係）	17

改正案	現行
<p>（法第七条の二第二項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第二項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜百十六 （略）</p> <p><del>百十七 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）</del></p> <p>百十八〜百六十二 （略）</p>	<p>（法第七条の二第二項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第二項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜百十六 （略）</p> <p><del>百十七 日本環境安全事業株式会社</del></p> <p>百十八〜百六十二 （略）</p>
<p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜七十三 （略）</p> <p><del>七十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）</del></p> <p>七十五〜百七 （略）</p>	<p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜七十三 （略）</p> <p><del>七十四 日本環境安全事業株式会社</del></p> <p>七十五〜百七 （略）</p>

◎自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〜六十二（略） 六十三 <del>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</del> 六十四〜八十三（略）	別表第十（第六十条の二関係） 一〜六十二（略） 六十三 <del>日本環境安全事業株式会社</del> 六十四〜八十三（略）

◎環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</u></p>	<p>環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>日本環境安全事業株式会社</u></p>

改正案	現行
<p>(退職手当通算法人)</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜四十五 (略)</p> <p>四十六 <del>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</del></p> <p>四十七〜八十三 (略)</p> <p>(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)</p> <p>第三十条 法第百六条の二十四第二項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜十四 (略)</p> <p>十五 <del>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</del></p> <p>十六〜三十 (略)</p>	<p>(退職手当通算法人)</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜四十五 (略)</p> <p>四十六 <del>日本環境安全事業株式会社</del></p> <p>四十七〜八十三 (略)</p> <p>(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)</p> <p>第三十条 法第百六条の二十四第二項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜十四 (略)</p> <p>十五 <del>日本環境安全事業株式会社</del></p> <p>十六〜三十 (略)</p>

◎特定独立行政法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）</p> <p>第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第二項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</u></p> <p>十六〜三十 （略）</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人）</p> <p>第十六条 準用国家公務員法第百六条の二十四第二項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜十四 （略）</p> <p>十五 <u>日本環境安全事業株式会社</u></p> <p>十六〜三十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第二項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 九十三 （略）</p> <p><del>九十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）</del></p> <p>九十五 九百三十 （略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第二項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 九十一 （略）</p> <p><del>九十二 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）</del></p> <p>九十三 九百十五 （略）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第二項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 九十三 （略）</p> <p>九十四 <del>日本環境安全事業株式会社</del></p> <p>九十五 九百三十 （略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第二項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 九十一 （略）</p> <p>九十二 <del>日本環境安全事業株式会社</del></p> <p>九十三 九百十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）</p>

附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。)、国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号)第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)、放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)、独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)附則第三条第一項の

附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。)、国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号)第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)、放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)、独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)附則第三条第一項の

規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西

規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西

国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協

国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協

会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 （略）

第四十三条 （略）

2 ～ 5 （略）

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 ～ 三 （略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公

会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び日本環境安全事業株式会社

五 （略）

第四十三条 （略）

2 ～ 5 （略）

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 ～ 三 （略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公

務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散し

務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散し

た旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発

た旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発

基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

五 （略）

7・8 （略）

基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び日本環境安全事業株式会社

五 （略）

7・8 （略）

改正案	現行
<p>（廃棄物処理施設整備事業）</p> <p>第二条の五 法第五条の三第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p><del>四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第四号の規定により行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。）の処理施設の整備に関する事業</del></p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（廃棄物処理施設整備事業）</p> <p>第二条の五 法第五条の三第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 <u>日本環境安全事業株式会社が日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の規定により行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。）の処理施設の整備に関する事業</u></p> <p>五・六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 <del>首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会</del></p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、<del>日本環境安全事業株式会社</del>、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会</p> <p>二・三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十八（略）</p> <p>二十九 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること（<del>中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七</del> <del>条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附</del> <del>帯する業務（以下「中間貯蔵業務」という。）に係るものを除</del> <del>く。</del>）。</p> <p>三十〜三十三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十八（略）</p> <p>二十九 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関すること。</p> <p>三十〜三十三（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>（総合環境政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人環境再生保全機構及び<del>中間貯蔵・環境安全</del> <del>事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。</del></p> <p>二十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（地球環境局の所掌事務）</p>	<p>（総合環境政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十八（略）</p> <p>十九 独立行政法人環境再生保全機構及び<del>日本環境安全事業株</del> <del>式会社の組織及び運営一般に関すること。</del></p> <p>二十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（地球環境局の所掌事務）</p>

第五条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 ~~中間貯蔵・環境安全事業株式会社~~の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

十一 (略)

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 ~~中間貯蔵・環境安全事業株式会社~~の行う~~中間貯蔵業務~~に關すること。

八 十七 (略)

(企画課の所掌事務)

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第十七条第四号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中

第五条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 九 (略)

十 ~~日本環境安全事業株式会社~~の行う独立行政法人国際協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

十一 (略)

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

(新規)

七 十六

(企画課の所掌事務)

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第十七条第四号及び第二十五条第一号を除き、以下同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び日

間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務に関するものを除く。)に限る。)

五〇八 (略)

(廃棄物対策課の所掌事務)

第十七条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般廃棄物 (廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること (中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るもの並びに企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

- 四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物 (廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。)の適正な処理に関すること (中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るものを除く。)

五〇七 (略)

(産業廃棄物課の所掌事務)

第十八条 産業廃棄物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 産業廃棄物 (廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃

本環境安全事業株式会社の行う業務に関するものを除く。)に限る。)

五〇八 (略)

(廃棄物対策課の所掌事務)

第十七条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一般廃棄物 (廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること (企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

- 四 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物 (廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。)の適正な処理に関すること。

五〇七 (略)

(産業廃棄物課の所掌事務)

第十八条 産業廃棄物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 産業廃棄物 (廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃

棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること(中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るもの並びに企画課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除く)。

三・四 (略)

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務(廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限る)に関すること。

六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務(廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るもの限り、中間貯蔵業務を除く)に関すること。

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜九 (略)

十 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

十一 (略)

(国際連携課の所掌事務)

第三十条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際

棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること(企画課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除く)。

三・四 (略)

五 独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社の行う業務(廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に係るものに限る)に関すること。

(新規)

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜九 (略)

十 独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

十一 (略)

(国際連携課の所掌事務)

第三十条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 日本環境安全事業株式会社の行う独立行政法人国際協力機

協力機構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

(総務課の所掌事務)

第三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 (略)

八 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関すること。

九〜十二 (略)

(水環境課の所掌事務)

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、第六条第十七号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十六条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第十七号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの

構の委託に基づく開発途上地域からの技術研修員に対する研修及びこれに附帯する業務に関すること。

(総務課の所掌事務)

第三十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 (略)

(新規)

八〜十一 (略)

(水環境課の所掌事務)

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下水を除く。)に係るもの

(土壌環境課の所掌事務)

第三十六条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第十六号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係るもの